

介護保険法に基づく指定介護福祉サービス等に関する基準等を定める条例
及び施行規則について

介護保険法に基づく指定介護福祉サービス等の基準等を定める条例及び施行規則について 1 から 4 の国の定める通知の内容に、それぞれ次の内容を加えて運用します。

【指定居宅サービス・指定介護予防サービス】

1	「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年 9 月 17 日 老企第 25 号厚生労働省通知
---	---

- (1) 第 3 介護サービス 一訪問介護 3 (33)「記録の整備」に次の文を追加する。
「また、介護報酬の請求に関する書類は報酬の最終受領日から 5 年間保存しておくことが望ましい。」

【指定介護老人福祉施設】

2	「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号)
---	--

- (1) 第 4 の 6 「入退所」(4) に、次の文を追加する。
「また、「定期的に」の頻度については、施設サービス計画の見直しに合わせて行うものとする。」
- (2) 第 4 の 11 「施設サービス計画の作成」(10)「モニタリングの実施」に下線部分を追加する。
「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて適切に判断するものであるが、短期目標の設定期間内に 1 回は実施することが望ましい。
- (3) 第 4 の 31 「協力病院等」に次の文を追加する
「なお、「協力病院」とは入院治療に対応できる医療機関であり、病院であることが望ましいが、地理的
要件等から有床診療所であっても差し支えないものとする。」
- (4) 第 4 の 40 「記録の整備」に次の文を追加する。
「また、介護報酬の請求に関する書類は報酬の最終受領日から 5 年間保存しておくことが望ましい。」

【介護老人保健施設】

3	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号)
---	---

- (1) 第 4 の 7 「入退所」(5) に次の文を追加する。
「また、介護予防が必要と思われる場合は、地域リハビリテーション広域センターとの連携を図ることが望ましい。」
- (2) 第 4 の 12 「施設サービス計画の作成」(10)「モニタリングの実施」に下線部分を追加する。
「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて適切に判断するものであるが、短期目標の設定期間内に 1 回は実施することが望ましい。
- (3) 第 4 の 29 「協力病院」に次の文を追加する。
「なお、「協力病院」とは入院治療に対応できる医療機関であり、病院であることが望ましいが、地理的
要件等から有床診療所であっても差し支えないものとする。」
- (4) 第 4 の 38 「記録の整備」に次の文を追加する。
「なお、介護報酬の請求に関する書類は報酬の最終受領日から 5 年間保存しておくことが望ましい。」

【介護療養型医療施設】

4	健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号)
---	---

- (1) 第 4 の 11 「施設サービス計画の作成」(10)「モニタリングの実施」に下線部分を追加する。
「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて適切に判断するものであるが、短期目標の設定期間内に 1 回は実施することが望ましい。
- (2) 第 4 の 35 「記録の整備」に次の文を追加する。
「なお、介護報酬の請求に関する書類は報酬の最終受領日から 5 年間保存しておくことが望ましい。」